

家財保険 立替払委託契約による保険料支払いに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

1 この特約は、お客様が保険料（この特約条項が付帯された場合の保険料をいい、以下同様とします。）を弊社が指定する立替払委託契約の方法により払い込むことについて合意がある場合に適用します。

2 第1項におけるお客様は、立替払委託契約の受託会社（以下「受託会社」といいます。）との間で立替払委託契約（以下「立替払契約（注）」といいます。）を締結した方に限ります。

（注）立替払契約とは、弊社とお客様との間で締結された保険契約について、受託会社が弊社に対して保険料を立替払いする契約をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

1 弊社は保険期間内に発生した保険料に対し、お客様に対し事前に通知することなく受託会社に立替払いを請求することが出来るものとします。

2 弊社は、受託会社による立替払いが可能であること等の確認を行った上で、受託会社の承認日をもって保険料を領収したものとみなします。

3 お客様は、保険料払込期日までに立替払いの中止を受託会社へ申し出ることができません。

4 お客様が、保険料払込期日までに立替払いの中止を申し出たにもかかわらず、受託会社が保険料の立替払いを行った場合、お客様は弊社へ保険料の返還を請求できるものとし、お客様から弊社へ請求があった場合には、お客様へ保険料を返還します。この場合、弊社より立替払契約の受託会社へ保険料の返還が生じた旨を通知します。

5 弊社は、弊社が受託会社から保険料を受領できない場合は、第2項の規定を適用しません。ただし、お客様が立替払契約に従い、受託会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして第2項の規定を適用します。